

高槻市告示第 335 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定解除について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、令和 5 年高槻市告示第 214 号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和 5 年 7 月 20 日

高槻市長 濱田 剛史

1 指定を解除する区域の所在地

高槻市宮田町一丁目 307 番 1、308 番 1、309 番 1 の各一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

指定解除形質変更時要届出区域

